

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど**性質が変化した可能性のある株**

- B.1.1.7（英国で最初に検出された変異株※2）
- B.1.351（南アフリカで最初に検出された変異株）
- P.1（日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株）
- P.3（フィリピンで最初に検出された変異株）
- B.1.617（インドで最初に検出された変異株）

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに**影響を与える可能性が示唆される株**

- R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明
- B.1.427/B.1.429（米国で最初に検出された変異株）

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 変異株の括弧内の系統名は、新型コロナウイルスに関して用いられている分類方法であるPangolinによる分子系統 IDによる分類系統名。

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン効果 (従来株比)
B.1.1.7 英国で最初に検出された 変異株	N501Y	1.32倍と推定※ (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍（40-64歳 1.66倍）と推定※ (入院・死亡リスクが高い 可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 南アフリカで最初に検出 された変異株	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1 日本でブラジルからの渡 航者に最初に検出された 変異株	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	重篤度に影響がある証 拠なし	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
P.3 フィリピンで最初に検出 された変異株	N501Y E484K	高い可能性	重篤度に影響がある証 拠なし	効果を弱める可能性
B.1.617 インドで最初に検出され た変異株	L452R (E484Q)	高い可能性	重篤度に影響 がある証拠なし	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。

(出典)感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の新規変異株について（第8報）4/17（国立感染症研究所）
(参考)変異株の括弧内の系統名は、新型コロナウイルスに関して用いられている分類方法であるPangolinによる分子系統 IDによる分類系統名。

新型コロナウイルスの注目すべき変異株（VOI）

	主な変異	概要
R.1 E484Kがある変異株	E484K	<ul style="list-style-type: none">• 国内で海外から移入したとみられるが起源不明• 感染性に影響を与える可能性がある変異は認められない• 現在日本で使用されているワクチンの効果を完全に無効化するものとは考えにくい• 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.427/B.1.429 米国で最初に検出された変異株	L452R	<ul style="list-style-type: none">• 2割程度の感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている• 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握

変異株スクリーニング検査の実施状況 (5/3-5/9) 速報値 2021/5/18時点

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1	北海道	2,005	851	747	88
2	青森県	161	32	2	6
3	岩手県	121	10	0	0
4	宮城県	221	42	20	48
5	秋田県	104	81	30	37
6	山形県	69	49	29	59
7	福島県	396	88	53	60
8	茨城県	296	127	49	39
9	栃木県	199	126	63	50
10	群馬県	530	211	98	46
11	埼玉県	1,529	700	499	71
12	千葉県	917	372	269	72
13	東京都	5,589	2,614	1,922	74
14	神奈川県	1,683	430	286	67
15	新潟県	231	151	101	67
16	富山県	58	53	40	75
17	石川県	306	129	98	76
18	福井県	56	45	42	93
19	山梨県	75	44	34	77
20	長野県	195	110	64	58
21	岐阜県	603	42	37	88
22	静岡県	289	112	93	83
23	愛知県	2,528	913	770	84
24	三重県	283	175	153	87

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
25	滋賀県	345	106	95	90
26	京都府	882	449	380	85
27	大阪府	6,046	2,086	1,880	90
28	兵庫県	2,721	1,043	936	90
29	奈良県	554	115	105	91
30	和歌山県	138	159	96	60
31	鳥取県	27	13	11	85
32	島根県	25	14	12	86
33	岡山県	851	190	154	81
34	広島県	788	161	142	88
35	山口県	174	119	109	92
36	徳島県	140	63	60	95
37	香川県	255	112	105	94
38	愛媛県	120	77	45	58
39	高知県	55	102	94	92
40	福岡県	2,640	564	498	88
41	佐賀県	294	66	57	86
42	長崎県	338	83	74	89
43	熊本県	461	139	128	92
44	大分県	441	16	16	100
45	宮崎県	284	88	74	84
46	鹿児島県	333	75	41	55
47	沖縄県	470	131	79	60
	全国	36,826	13,478	10,690	79

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。※4 自治体と民間検査機関(国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの)を合算して算出。※5 実施件数には、変異株スクリーニング検査で判定不能であった実績も含まれており、地域の感染状況を評価するには注意が必要である。

変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）速報値 2021/5/18時点

5/3—5/9	新規 陽性者数	合計（①+②）		① 自治体			② 民間検査機関		
		実施率	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性率	実施 件数	陽性 者数	陽性 率
北海道	2,005	42 %	88 %	569	489	86%	282	258	91%
東京都	5,589	47 %	74 %	122	75	61%	2,492	1,847	74%
愛知県	2,528	36 %	84 %	574	494	86%	339	276	81%
京都府	882	51 %	85 %	262	236	90%	187	144	77%
大阪府	6,046	35 %	90 %	1,036	934	90%	1,050	946	90%
兵庫県	2,721	38 %	90 %	723	654	90%	320	282	88%
岡山県	851	22 %	81 %	13	9	69%	177	145	82%
広島県	788	20 %	88 %	157	138	88%	4	4	100%
福岡県	2,640	21 %	88 %	389	339	87%	175	159	91%
全国	36,826	37 %	79 %	6,569	5,374	82%	6,909	5,316	77%

- ※ 1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。 ※ 2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
 ※ 3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。
 ※ 4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの
 ※ 5 実施件数には、変異株スクリーニング検査で判定不能であった実績も含まれており、地域の感染状況を評価するには注意が必要である。

変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）時系列

	4/5—4/11		4/12—4/18		4/19—4/25		4/26—5/2	
	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率	実施率	陽性率
北海道	63%	54%	65%	72%	75%	75%	65%	78%
東京都	36%	28%	31%	39%	41%	56%	37%	64%
愛知県	30%	54%	25%	59%	40%	69%	39%	77%
京都府	27%	71%	28%	78%	44%	82%	63%	78%
大阪府	26%	79%	27%	78%	37%	82%	35%	83%
兵庫県	32%	79%	28%	85%	35%	86%	37%	88%
岡山県	65%	75%	13%	81%	29%	89%	50%	87%
広島県	62%	34%	44%	68%	72%	72%	59%	84%
福岡県	74%	49%	29%	58%	39%	76%	39%	84%
全国	36%	46%	32%	56%	42%	67%	41%	73%

- ※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
 ※3 陽性者数に自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が、検査数に過去検体の実績がそれぞれ含まれている可能性がある。地域の感染状況を評価するには注意が必要である。
 ※4 民間検査機関の件数は、国立感染症研究所から民間検査会社に委託して実施したもの
 ※5 実施件数には、変異株スクリーニング検査で判定不能であった実績も含まれており、地域の感染状況を評価するには注意が必要である。

新型コロナウイルス ゲノム解析の体制整備について

都道府県等におけるゲノム解析の体制整備について

- 新型コロナウイルスのウイルスサーベイランスのゲノム解析について、体制整備を行っている。
- 具体的には、国立感染症研究所からゲノム解析の民間検査会社への外部委託、全国の地方衛生研究所への技術移転（※1）、大学等での実施を進めている。

※1 現在、12の都道府県等の地方衛生研究所においてゲノム解析が可能。（北海道、札幌市、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、名古屋市、兵庫県、神戸市、福岡県、熊本県）

- さらに、多くの都道府県等で実施可能となるよう国立感染症研究所からのゲノム機器の22の地方衛生研究所（※2）への無償供与を行い、技術移転を実施中。

※2 青森県、岩手県、仙台市、山形県、新潟県、宇都宮市、埼玉県、千葉県、石川県、静岡市、福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

都道府県と大学等との連携について

- 京都市では、大学と連携してゲノム解析を実施中。5月12日時点、自治体への聞き取り調査では、栃木、静岡、鳥取は大学等と委託契約済みであり、宮城、神奈川、山梨、大阪、広島、佐賀、熊本、大分、沖縄、千葉（柏市）の自治体において、大学との連携を検討中。
- 今後、都道府県等におけるゲノム解析実施キャパシティを充実するため、引き続き大学等との連携を促していく。

（参考）都道府県等におけるゲノム解析費用については、感染症法に基づき、都道府県等が支弁した費用の2分の1を国が負担することとされている（感染症予防事業費等負担金）。2分の1の都道府県等の負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定対象となっている。

水際措置の強化

(インドで初めて確認された変異株(「変異株B.1.617」)への対応)

1. 変異株B.1.617指定国からの入国者の停留措置・再入国の拒否

(1) 変異株B.1.617指定国・地域からのすべての入国者・帰国者に対し、当分の間、**3日間停留**を実施(入国後3日目に検査)。

(参考1) 今回の指定で3日間停留対象となる国・地域(計7か国):ギリシャ、ヨルダン、アイルランド、オランダ、フランス、フィンランド、ポーランド(アイルランド以下はすでに従来の変異株流行国・地域として指定済み。)

(2) 変異株B.1.617指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果を総合的に判断の上、高い懸念がある国・地域からのすべての入国者・帰国者に対しては、当分の間、**6日間停留**を実施(入国後3日目・6日目に検査)。

また、特に高い懸念があると判断された国・地域からの**在留資格保持者の再入国**を、当分の間、特段の事情がない限り、拒否。

(参考2) 今回の指定で6日間停留対象となる国・地域(計3か国):バングラデシュ、モルディブ、スリランカ(インド、パキスタン、ネパールは、5月12日に指定済み。)(スリランカを除く5か国は、在留資格保持者の再入国拒否も対象。)

2. 航空便の搭乗者数の抑制

検疫の適切な実施を確保するため、変異株B.1.617指定国・地域から本邦に到着する**航空便の搭乗者数を抑制**し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。

3. 渡航中止の要請

日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株B.1.617指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域について
(要旨)

令和 3 年 5 月 18 日

1. インド、パキスタン及びネパールと合わせて以下の 10 か国を「変異株 B.1.617 指定国・地域」に指定し、これらの国に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

- (1) バングラデシュ
- (2) モルディブ
- (3) スリランカ
- (4) ギリシャ
- (5) ヨルダン
- (6) アイルランド
- (7) オランダ
- (8) フランス
- (9) フィンランド
- (10) ポーランド

2. バングラデシュ、モルディブ、スリランカの 3 か国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機いただき、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

3. バングラデシュ、モルディブの 2 か国からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとなります。（注 1）

4. ギリシャ、ヨルダンの 2 か国からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。（注 2）

詳細は、別添の「水際対策強化に係る新たな措置（13）」をご参照ください。

（注 1）上記 3. の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行う。

（注 2）アイルランド、オランダ、フランス、フィンランド、ポーランドの 5 か国は変異株流行国・地域として、すでに上記 4. と同様の水際強化措置の対象。

水際対策強化に係る新たな措置（１３）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

令和３年５月１８日

1. インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
2. 上記 1 に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
3. 検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
4. 日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注 1）上記 1 及び 2 に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和 3 年 2 月 2 日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注 2）上記 2 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１１）」（令和 3 年 5 月 7 日）は令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時に、「水際対策強化に係る新たな措置（１２）」（令和 3 年 5 月 12 日）は令和 3 年 5 月 20 日午前 0 時に、それぞれ廃止する。

（注 3）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注 4）上記 1 及び 2 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注 5）上記 1 及び 2 の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 21 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、

今後指定された国・地域については、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。また、上記2の後段に基づく措置は、令和3年5月20日午前0時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の2日後の日の午前0時から実施する。なお、上記2後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。

（注6）上記2の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（注7）上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、パキスタン及びネパールを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

（以上）

令和3年5月18日

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（13）」（令和3年5月18日）（以下「措置（13）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置（13）の1に基づく措置の対象国・地域（下記2及び3の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
アイルランド、オランダ、 ギリシャ、フィンランド、 フランス、ポーランド、ヨ ルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時

2. 措置（13）の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域（下記3の国・地域を除く）

国・地域	指定日	1及び2前段に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
スリランカ	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時

3. 措置（13）の1及び2に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1及び2前段に基づく措 置の 実施開始日時（日本時 間）	2後段に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
インド、パキスタ	令和3年5月	令和3年5月21日午前	令和3年5月20日午前0

ン、ネパール、モル ディブ、バングラ デシュ	18日	0時	時
------------------------------	-----	----	---

(以上)